

日本学術会議法第 17 条による推薦に基づく会員の任命を 内閣総理大臣が行わないことの可否について

1. 日本学術会議の設立趣旨、職務及び権限について

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「日学法」という。）により設立された。

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としており、内閣総理大臣の所轄の下、内閣府に特別の機関として置かれている。

日本学術会議は、独立した立場から、科学に関する重要事項を審議しその実現を図ること及び科学に関する研究の連絡を図りその能率を向上させることを職務としている（日学法第 3 条）。日学法第 4 条各号においては政府が日本学術会議に諮問することができる事項が定められており、また、同法第 5 条各号においては日本学術会議が政府に勧告することができる事項が定められている。他にも、日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。）第 2 条に規定する意思の表出として、例えば、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）の策定に向けて、平成 27 年に、科学者の代表組織として実現を望む事項に関する提言を行っている。

学問の自由は憲法で保障されているところであり、日本学術会議の使命及び目的に鑑み、日本学術会議が時々の政治的便宜に左右されることのないよう、科学者自身による科学者の代表機関としての自主性を持ち、政府等から独立して職務を行うことが保障されているところである。

2. 日本学術会議会員の任命について

(1) 日本学術会議会員の任命に係る規定について

日本学術会議は、210人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもって組織されており、日学法第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が会員を任命する(日学法第7条第1項及び第2項)。会員の任期は6年であり、3年ごとにその半数を任命している(同条第3項)。日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとされている(同条第17条)。日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令(平成17年内閣府令第93号)では、会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとしている。また、日学法上、会員としての欠格条項は特段規定されていないが、会員に会員として不適当な行為がある時は、内閣総理大臣は、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができることとされており(日学法第26条)、その不適当な行為とは、例えば、犯罪行為等が想定されているところである。

(2) 会員候補者の選考手続について

日本学術会議における会員候補者の選考では、会員及び連携会員(会員と連携し、日本学術会議の職務の一部を行わせるため、日学法第15条第1項に基づき置かれる一般職の国家公務員)は、幹事会が定めるところにより、会員候補者を選考委員会に推薦することができることとされており、選考委員会は、推薦その他の情報に基づき、会員候補者の名簿を作成し、幹事会に提出することとされている。幹事会は、この名簿に基づき、総会の承認を得て、会員候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとされている(会則第8条第1項、第2項及び第3項)。会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は退職により退任することで会員に欠員が生じた場合には、その後任者となる者(以下「補欠の会員」という。)の候補者の

選考が行われ、また、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とされている（日学法第7条第4項）。なお、総会は、原則として毎年4月及び10月に会長が招集することとされている。

（3）今般の問題意識

今般、会員に欠員が生じることとなり、日学法第17条による推薦に基づく会員の任命を内閣総理大臣が行わないことが法的に許容されるか否かについて整理する必要があるところである。

3. 日学法第17条による推薦の羈束性について

1. で述べたとおり、学問の自由は憲法で保障されているところであり、日本学術会議の使命及び目的に鑑み、日本学術会議が時々の政治的便宜に左右されることのないよう、科学者自身による科学者の代表機関としての自主性を持ち、政府等から独立して職務を行うことが保障されているところである。そのため、日学法第17条による推薦に基づき行う内閣総理大臣の任命行為は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての法的地位を与えるための形式的なものとして解しているところである。

もっとも、どのような場合でも日本学術会議からの推薦に内閣総理大臣が絶対的に拘束されるかということについては、

①憲法第15条第1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理についても考慮する必要があり、内閣総理大臣が会員の任命に当たって、いかなる場合でも発言権を持ちえないということは、国民・国会に対して責任を負えないことになり正当ではないと考えられること

②文部大臣による大学の学長の任命が大学からの申出に拘束されるかについて争われたいわゆる「九大学長事務取扱事件」（東京地方裁判所判決昭和48年5月1日 昭和44年（ワ）7406号）において、「もっとも、任命権者たる文部大臣あるいは地方公共団体の長は、その権限を適法に行使しなければならないこともいうをまたないから、申出が明らかに違法無効と客観的に認められ

る場合、例えば、申出が明白に法定の手續に違背しているとき、あるいは申出のあつた者が公務員としての欠格条項にあたるようなときなどは、形式的瑕疵を補正させるために差戻したり、申出を拒否して申出のあつた者を学長等に任用しないことができるといわなければならない」と判示されていること

から、

内閣総理大臣は、日本学術会議から推薦された者の任命を行わないことができると解されると考える。